

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市駅南自転車駐車場
指定管理者 藤枝市駅前二丁目7番26号
株式会社まちづくり藤枝
代表取締役 栗田 隆生
指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで